

平成 20 年 10 月 10 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木一丁目 10 番 6 号
ニューシティ・レジデンス投資法人
代表者名
執行役員 新井 潤
(コード番号：8965)
資産運用会社名
シービー・アールイー・レジデンス・マネジメント株式会社
代表者名
代表取締役社長 新井 潤
問合せ先
取締役執行役員兼財務経理本部長 岩崎 和行
TEL. 03-6229-3860(代表)

民事再生手続に関するお知らせ

ニューシティ・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 20 年 10 月 9 日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同日、同申立ては受理されました。同申立てに伴い、直ちに同裁判所より弁済禁止の保全処分が発令され、保全処分とあわせて監督命令が発令されています。

民事再生手続は、関係者の皆様の協力を得て、事業の再建を図るための手続であり、本投資法人は通常どおりの業務を継続していきます。破産と異なり、事業を直ちに清算・解体するための手続ではありません。

本投資法人は、裁判所及び監督委員の指導監督のもと、金融機関各位、取引先各位をはじめとする関係各位のご支援、ご協力を賜り、事業の円滑に遂行に努め、信頼回復と事業再建を向けて全力を尽くす所存です。

投資主様、お取引先様その他関係する皆様に対しまして、多大なるご迷惑をお掛けしたことを重ねてお詫び申し上げますとともに、本投資法人の再生につきご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、今後の進行につきましては、裁判所により民事再生手続開始の決定がなされ次第、速やかに公表いたします。その他、随時、適切な開示を図ってまいります。

各位のご参考として、一般的な民事再生手続については以下のとおりです。

<ご参考>

- ・申立後、一週間程度で裁判所の「開始決定」があり、開始決定の後（事案によりませんが）概ね 3 ヶ月程度で「再生計画」を策定して裁判所に提出します。
- ・再生手続においてスポンサーを選定し、スポンサー法人への吸収合併がなされる場合、または、スポンサーへの第三者割当等による民事再生申立法人を存続する場合には、将来的には、再上場の可能性も残ります。
- ・スポンサーに対して事業譲渡される場合には、譲渡後の民事再生申立法人は清算処理がなされ、債務弁済後の残余があれば、出資者へ分配されます。
- ・スポンサーを選定せず、資産を売却換価する場合には、やはり清算処理がなされ、債務弁済後の残余があれば、出資者へ分配されます。

以上

※本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

NEW CITY RESIDENCE

ニューシティレジデンス投資法人

※本投資法人のホームページアドレス <http://www.ncrinv.co.jp>